

報 告 第 2 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 7 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年7月14日

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 損害賠償の額 14万1,647円

2 損害賠償の相手方 （省 略）

3 事故の概要

令和7年4月1日午前9時50分頃、市道又野筋線（又野一丁目7番17号地先路上）において、駐車のため後進していた小型自動車は道路側溝のグレーチング上を通過した際、当該グレーチングが跳ね上がり、車両を損傷した。